

- (3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法附則第17項)

受けようとする 免許状の種類		栄養教諭一種免許状	栄養教諭二種免許状	
基礎資格 ※ 学校給食法第7条に規定する職員のうち 栄養教諭以外の者に限る		管理栄養士の免許を受けていること 又は管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士の免許を受けていること	栄養士の免許を受けていること又は 管理栄養士の免許を受けていること。	
在職年数(備考3)		3	3	
科目名		単位数		
栄養に係る教育に関する科目		栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	2	
		食生活に関する歴史的及び文化的事項	全ての事項にわたること。	
		食に関する指導の方法に関する事項		全ての事項にわたること。
科目等 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する	第二欄 科目 教育の基礎的理解に関する	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	いずれか1以上の事項について修得すること。		
	第三欄 指導、総合的な学習の時間等に関する科目		道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	1
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	
			生徒指導の理論及び方法	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		
第四欄	栄養教育実習(備考2)	1	1	
選択科目(第二欄～第四欄の科目)		5	3	
合計		10	8	

- 備考 1 単位は、認定課程（前記(1)備考2）によるほか、他の課程（免許法認定講習等）においても修得することができます。
- 2 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の第四欄の「栄養教育実習」の単位は、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師（いわゆる特別非常勤講師）として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（第二欄～第三欄）（第四欄を除く。）の単位をもってこれに替えることができます。（免許法施行規則 附則第6項表備考第4号）
- 3 他の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、在職年数が1年未満のときも、当該在職年数を満たすものとみなします。（免許法 附則第17項備考第2号）
また、当該者の単位の修得方法は、「栄養に係る教育に関する科目」について2単位を修得するものとします。（免許法施行規則 附則第6項表備考第5号）
- 4 栄養教諭免許状を既に取得している場合は、附則第17項を適用することはできません。